第一表

燃料油消費率（グラム／時／キロワット）＝0.33×A＋0.33×B＋0.28×C＋0.06×D 備考　Aは全負荷の四分の一の分力試験における一時間一キロワット当たりの燃料油消費量（グラム）とし、Bは全負荷の二分の一の分力試験におけるものとし、Cは全負荷の四分の三の分力試験におけるものとし、Dは全負荷試験におけるものとする。

第二表

補機関の出力（計画出力）	燃料油消費率（グラム／時／キロワット）
七四キロワット以下のもの	三三七
七四キロワットを超え一八四キロワット以下のもの	二九一
一八四キロワットを超え三六八キロワット以下のもの	二五五
三六八キロワットを超えるもの	二四三

第二十六条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第二号中「ナット」を「ナット」に、「ねじ」を「ねじ」に、「耐しよく性材料」を「耐食性材料」に、「耐しよく処理」を「耐食処理」に改め、同条第三号中「もめん」を「木綿」に、「にワニス類その他絶縁に適当な材料を十分に含浸せしめたもの及び合成樹脂、ゴム並びに絶縁エナメル」を「で構成され、かつ、ワニス類を含浸し、又は常時油に浸したもの並びにベークライトその他の有機合成樹脂、ポリビニールホルマール及びエナメル」に、「雲母、石綿又はこれらに類似する無機質材料を接着材料とともに用いたものをいう」を「マイカ、ガラス繊維又はこれらに類似する無機質材料を接着材料により接着したものをいう。以下同じ。）、C種絶縁材料（生マイカ、石英、ガラス、磁器又はこれらに類似の高温度に耐える材料をいう。以下同じ。）及びH種絶縁材料（マイカ、ガラス繊維又はこれらに類似する無機質材料を珪素樹脂又はこれと同等以上の絶縁性及び耐熱性を有する材料により接着したものをいう」に改める。

第二十八条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「左の表の上欄に掲げる発電機の部分につき温度上昇の限度がそれぞれ同表下欄に掲げる通り」を「当該発電機の巻線及び軸受の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下」に改め、同号ただし書及び同号の表を削り、同条第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号の二中「短時間定格機」の下に「又は法第二十五条第一項の規定による検査に合格したことがある発電機と同一の型式、定格出力、回転数及び製作所のもの」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「ヤロワッテ」を「キロワット」に改め、同条第三号中「左の」を「次の」に改め、同表備考中「ヤロワッテ」を「キロワット」に改め、同表一未満の項及び一以上の項中「但し」を「ただし」に改める。

第三十一条の四中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「左の表の上欄に掲げる発電機の部分につき温度上昇の限度がそれぞれ同表下欄に掲げる通り」を「発電機の巻線及び軸受の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下」に改め、同号ただし書及び同号の表を削り、同条第二号中「短時間定格機」の下に「又は法第二十五条第一項の規定による検査に合格したことがある発電機と同一の型式、定格出力、回転数及び製作所のもの」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号及び第五号中「通り」を「とおり」に改め、同条第六号中「左の」を「次の」に改め、同号の表一未満の項及び一以上の項中「但し」を「ただし」に改め、同条第七号中「左の」を「次の」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十一条の九中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「ナット」を「ナット」に、「耐しよく性材料」を「耐食性材料」に、「耐しよく処理」を「耐食処理」に改め、同条第二号中「若しくはC種絶縁材料（生雲母、石綿、磁器、石英又はこれらに類似する絶縁性及び耐熱性を有する材料をいう。）」を「、C種絶縁材料若しくはH種絶縁材料」に、「がいし固定絶縁材料」を「がいし固定絶縁材料」に改める。

第三十一条の十一中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「左の表の上欄に掲げる変圧器の部分につき温度上昇の限度がそれぞれ同表下欄に掲げる通り」を「変圧器の巻線及び充塡物の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下」に改め、同号ただし書及び同号の表を削り、同条第三号、第四号及び第六号中「左の」を「次の」に改める。

第三十四条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　温度上昇試験は、定格電流を連続通じて行うものとし、配電盤内の接続部（逆流継電器を備える配電盤にあつては、逆流継電器の主接触部）及び抵抗器の抵抗線の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下であること。

第三十四条第三号中「通り」を「とおり」に改める。

第五十条中「、左の通り」を「、次のとおり」に改め、同条第一号中「通りである」を「とおりである」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「行うものとし」の下に「、負荷試験において異常が認められない場合は、温度上昇試験を省略しても差し支えない。また」を加え、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同号イ中「二時間」を「一時間」に改め、同ロ中「二時間」を「一時間」に改め、同条第二号中「通り」を「とおり」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三号中「通り」を「とおり」に改め、同条第四号中「うず巻ポンプ」を「渦巻ポンプ」に改め、同条第五号から第十号まで中「通り」を「とおり」に改める。

別図を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。